

令和5年

8月号

濱田会計事務所通信

令和5年8月1日発行 Vol.72

適格請求書等保存方式は非常に複雑で分かりづらい制度なので、国税庁ホームページではQ&Aが掲載されています。

https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/sho hi/keigenzeiritsu/qa_invoice_mokuji.htm

質問項目は127問で全156ページ！！

その中で重要と思われる項目についてピックアップして解説していきます。



2023年7月17日 淡路島 観覧車より

登録申請書はいつまでに提出すれば間に合うのか？

インボイス制度が始まる令和5年10月1日から登録を受けようとする事業者は、令和5年9月30日までに納税地を所轄する税務署長に登録申請書を提出する必要があります（令和5年9月30日までに提出した場合は、制度開始日である令和5年10月1日までに登録通知が届かなかった場合であっても、同日から登録を受けたものとみなされます。）。

登録の効力は、通知の日にかかわらず、適格請求書発行事業者登録簿に登録された日（以下「登録日」といいます。）から生じます。

（注）登録通知が届くまで一定の期間を要することとなりますので、登録をお決めの方はお早めの申請をお勧めします。

登録申請書の提出を受けた税務署長は、登録拒否要件に該当しない場合には、適格請求書発行事業者登録簿に法定事項を登録して登録を行い、登録を受けた事業者に対して、その旨を通知することとされています。

登録を受けようとする事業者が、特定国外事業者以外の事業者の場合、次のいずれかの事実該当しなければ、原則として、登録を拒否されることはありません。

【特定国外事業者以外の事業者の場合】

- ・ 納税管理人を定めなければならない事業者が、納税管理人の届出をしていないこと
- ・ 消費税法の規定に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者であること

登録日から登録の通知を受けるまでの間の取引について、相手方に交付した請求書は、登録番号の記載がなく適格請求書の記載事項を満たしていません。

この場合、通知を受けた後、登録番号や税率ごとに区分した消費税額等を記載し、適格請求書の記載事項を満たした請求書を改めて相手方に交付する必要がありますが、通知を受けた後に登録番号などの適格請求書の記載事項として不足する事項を相手方に書面等（注）で通知することで、既に交付した請求書と合わせて適格請求書の記載事項を満たすことができます。

（注）既に交付した書類との相互の関連が明確であり、書面等の交付を受ける事業者が適格請求書の記載事項を適正に認識できるものに限りです。



適格簡易請求書とは

適格請求書発行事業者が、不特定かつ多数の者に課税資産の譲渡等を行う次の事業を行う場合には、適格請求書に代えて、適格請求書の記載事項を簡易なものとした適格簡易請求書を交付することができます。

- ① 小売業
- ② 飲食店業
- ③ 写真業
- ④ 旅行業
- ⑤ タクシー業
- ⑥ 駐車場業（不特定かつ多数の者に対するものに限りませ。）
- ⑦ その他これらの事業に準ずる事業で不特定かつ多数の者に資産の譲渡等を行う事業

①から⑤までの事業については、「不特定かつ多数の者に対するもの」との限定はありませんので、例えば、小売業として行う課税資産の譲渡等は、その形態を問わず、適格簡易請求書を交付することができます。

適格簡易請求書に記載すべき事項

- ① 「適格請求書発行事業者」の氏名又は名称及び登録番号
- ② 取引年月日
- ③ 取引内容（軽減税率の対象品目である旨）
- ④ 税率ごとに区分して合計した対価の額（税抜き又は税込み）
- ⑤ 税率ごとに区分した消費税額等又は適用税率

適格簡易請求書は適格請求書と違って宛名は不要です。

また、適格請求書では税率ごとに区分した消費税額と税率の両方を記載する必要がありますが、適格簡易請求書では税率ごとに区分した消費税額か税率のどちらかが記載されていれば問題ありません。

宛名が不要なので、支払者はコンビニや飲食店などで一般的に発行される宛名のないレシートを保存しておけば、領収書等の交付を受けて宛名を記載してもらわなくても仕入税額控除を行う事が出来ます。



YouTube
チャンネル



事務所からのお知らせ

「夏期休暇のご案内」

誠に勝手ながら下記の通り夏期休暇を頂きます。

令和5年8月11日(金)～令和5年8月16日(水)

尚、お急ぎの御用件がありましたらお電話下さい。

【最近の動画】

インボイス制度を理解しよう

- ・免税事業者は課税事業者を選択するべきか
- ・適格簡易請求書とは



YouTube
チャンネル

 **濱田会計事務所**
HAMADA ACCOUNTANT OFFICE

濱田会計事務所

〒670-0053

兵庫県姫路市南車崎2丁目4-13

TEL : 079-229-9041

Fax : 079-229-9049

E-Mail : info@hamadakaikai.jp

URL : http://hamadakaikai.jp

会社のこと、事業のこと、
相続のこと・・・

一緒に考えましょう！

